

第1回阿蘇市議会会議録

- 1.平成29年3月3日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年3月7日 午前10時00分 開議
- 3.平成29年3月7日 午後1時50分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	5 番	園田浩文
6 番	菅敏徳	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

4 番	谷崎利浩	7 番	市原正
-----	------	-----	-----

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	市原巧
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
会計課長	井八夫	農業委員会事務局長	田口求
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	秦美保子	住環境課長	古閑政則
人権啓発課長	下村裕二	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	佐伯寛文	水道課長	浅久野浩輝
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	監査委員事務局長	小嶋穂壽美
内牧支所長	本田良治	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 15 号 | 平成 29 年度阿蘇市一般会計予算について |
| 日程第 2 | 議案第 16 号 | 平成 29 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第 17 号 | 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について |
| 日程第 4 | 議案第 18 号 | 平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について |
| 日程第 5 | 議案第 19 号 | 平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第 20 号 | 平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第 21 号 | 平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第 22 号 | 平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第 23 号 | 平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について |
| 日程第 10 | 議案第 24 号 | 平成 29 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について |
| 日程第 11 | 議案第 25 号 | 平成 29 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について |
| 日程第 12 | 議案第 26 号 | 平成 29 年度阿蘇市水道事業会計予算について |
| 日程第 13 | 議案第 27 号 | 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計予算について |
| 日程第 14 | 議案第 28 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について |
| 日程第 15 | 議案第 29 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について |
| 日程第 16 | 議案第 30 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について |
| 日程第 17 | 議案第 31 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について |
| 日程第 18 | 議案第 32 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について |
| 日程第 19 | 議案第 33 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について |

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。
ただ今の出席議員は 18 名であります。4 番、谷崎利浩君、7 番、市原正君につきましては、所定の手続を経まして欠席の届けを受けております。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

議事に入ります前に、総務部長より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思います。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） おはようございます。

大変申し訳ございませんが、議案集の訂正をお願いしたいと思います。お手元に正誤表が配布してあるかと思えます。議案集の 111 ページをお開きいただきたいと思えます。議案第 30 号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更についての議案でございます。4 で、申請者が書いてございますが、名前が「明星」というふうに議案集はなっておりますが、「明里」に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務部長の発言を終わります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 議案第 15 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1、議案第 15 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今議題とさせていただきました別冊 11 になります。議案第 15 号、平成 29 年度阿蘇市一般会計予算についてご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。この当初予算につきましては、2 月の市長選挙が実施されたため、骨格予算で編成をいたしております。第 1 条に明記してありますとおり、熊本地震の復旧費につきましては、当初予算に計上しておりますので、歳入歳出予算の総額は前年度当初と比べまして 19.1%増の 179 億 7,211 万 9,000 円といたしております。なお、この当初予算につきましては、合併後、過去最高という額になっております。なお、災害普及費を除いた分としては、前年度比 11.2%の減というふうになります。

それでは、歳入歳出の主な部分を説明いたします。

11 ページをお願いいたします。歳入になります。款 1 市税です。市税全体でございます。この市税全体につきましても、熊本地震被害等の影響を受けまして、前年度比 2.7%減、7,613 万 2,000 円の減額で今回はそれぞれの市税を計上いたしております。

14 ページをお願いいたします。14 ページの中段から少し下になりますが、款 10 です。款 10、地方交付税の普通交付税と特別交付税とありますが、そのうち特別交付税につきましては、当初予算で例年計上しております額に今回追加をいたしまして、この当初予算でも計上しておりますが、震災復旧経営体支援事業の阿蘇市の負担分、そのうち特別交付税措置がある分、その分を加算して計上いたしております。

21 ページをお願いいたします。21 ページの中段にございます款 14 国庫支出金、目 3 衛生費国庫補助金の災害廃棄物処理事業費補助金、この分につきましては、本年度の処理費、また家屋の解体費用の国庫補助金、その分といたしまして 3 億 9,493 万 5,000 円を計上いたしております。

23 ページをお願いいたします。款 15 県支出金、目 2 になりますが衛生費県負担金の災害救助費負担金 1 億 6,128 万円につきましては、住宅の応急修理分という形で歳入を計上いたしております。その次に、中段になりますが目 1 ですね、総務費の県補助金、この分につきましては、熊本地震復興基金交付金といたしまして 2 億 380 万円を計上いたしております。この内容につきましては、歳出の欄でご説明をいたします。

33 ページをお願いいたします。一番上の段になります。款 18 繰入金の目 1 財政調整基金繰入金と、その下の目 2 減債基金繰入金につきましては、平成 29 年度間の財源調整という形で、それぞれの金額を当初予算で計上いたしております。

38 ページをお願いいたします。款 21、市債でございます。38 ページと 39 ページに各事業に財源として充当する各種の起債を計上いたしております。詳細につきましては、歳出の欄で説明いたしますが、平成 29 年度の発行市債総額は前年度当初費 4,870 万円の増額で、12 億 3,740 万円計上いたしておりますが、そのうち、災害復旧分は 6 億 4,210 万円となっております。

40 ページをお願いいたします。40 ページから歳出予算を計上しておりますが、冒頭申し上げましたとおり、骨格予算編成でございますので、義務的経費を中心として計上をいたしております。本格的な肉付け予算といえますか、予算につきましては、6 月定例議会に編成、または上程という形をする予定といたしております。

40 ページ以降、若干説明をさせていただきます。少し飛びますが、57 ページをお願いいたします。57 ページです。よろしいでしょうか。款 2 総務費、目 11 の光ネットワーク事業費につきましては、光ネットワークサーバーの更新リース料の増額に伴いまして、前年度比 741 万円増額の 5,827 万 6,000 円で計上いたしております。

次に、66 ページをお願いいたします。66 ページの一番下の段になります。款 3 民生費になります。目 1 社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、職員給や事務費等の減によりまして 318 万 8,000 円減額の 2 億 9,544 万円を計上いたしております。

69 ページをお願いいたします。目 3 の障がい者福祉費につきましては、前年度当初比 3,027 万 6,000 円の増額で 9 億 948 万 2,000 円を計上いたしておりますが、増額の主な要因は、69 ページの上から 2 段目になりますが、扶助費です。この中の自立支援給付費が 2,900 万円増額しております。増額して 6 億 6,900 万円という形になったことからによる分が主な要因でございます。なお、この 6 億 6,900 万円の財源につきましては、2 分の 1 が国庫、国の補助ですね、4 分の 1 が県の補助、4 分の 1 が市という形になります。

70 ページをお願いいたします。一番下の段になります。目 4 老人福祉費の介護保険事業特別会計繰出金この分につきましては、地域支援事業分の増によりまして、前年度当初比 437 万 3,000 円増額の 5 億 40 万 7,000 円で計上をいたしております。

79 ページをお願いいたします。79 ページの款 3 民生費の目 1 児童福祉費総務費、この分につきましては全体分でございますが、前年度当初比 3,498 万 8,000 円の減額となっておりますが、この分につきましては、旧一の宮給食センターを放課後児童クラブ施設として整備するため、昨年予算を計上しておりました。この分が平成 28 年度に完了したことによる減額という形になっております。

80 ページをお願いいたします。80 ページの目 3 ですね、一番下になります。児童運営費、この全体分です。この分につきましても、前年当初比 1 億 3,228 万 5,000 円の減額となっております。主な要因といたしましては、昨年度の予算におきましては前年度、宮地保育園への施設整備補助金、これが 1 億 6,452 万円ございました。この分が今年度はございませんので、この分が減額の大きな要因という形になっております。

89 ページをお願いいたします。89 ページの一番上になりますが、款 4 衛生費、目 1 保健衛生総務費の分でございます。繰出金で、病院事業会計繰出金、この分につきましては、病院の企業債の償還分の 2 分の 1、これは交付税参入がございます。その分や波野診療所の運営費、また感染症対策費などの交付税算入分で繰出基準というのがございまして、その繰出基準内といたしまして 2 億 8,433 万 9,000 円を今回計上いたしております。

92 ページをお願いいたします。目 6 です。環境政策費の負担金補助及び交付金で、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金、この分につきましては、通常の補助金に加えましてかさ上げ分、それと震災分も加えておりますので、前年度より 1,052 万 4,000 円増額して 7,173 万 2,000 円を計上いたしております。この財源といたしましては、国庫補助が 2,762 万 6,000 円、県補助金が 2,067 万 7,000 円、市の負担分が 2,342 万 9,000 円となります。

95 ページをお願いいたします。目 14 です。災害廃棄物処理費、この分につきましては、平成 29 年度におきましても熊本地震被害の家屋の解体、また撤去、それとそれぞれの処理が想定されることから、全体事業費も踏まえまして 8 億 372 万 2,000 円を計上しております。財源といたしましては、その目を書いてあるところの横になりますが、3 億 9,493 万 5,000 円が国庫補助金です。3 億 9,490 万円が市債になります。その他の 1,385 万 1,000 円は木質チップの売却収入という形になります。

100 ページをお願いいたします。100 ページの款 5 農林水産業費になりますが、目 3 農業振興費の負担金補助及び交付金の中で、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金 11 億 7,837 万 9,000 円につきましては、平成 28 年度も計上いたしておりましたが農業倉庫、機械等の撤去、再建に要する事業です。同額を平成 28 年度の補正予算で減額した分を今回平成 29 年度で計上いたしております。なお、平成 28 年度及び平成 29 年度の事業となりますが、総事業費につきましては現時点では変更はありません。平成 29 年度の財源といたしましては、9 億 1,584 万 3,000 円が国県の補助金になります。1 億 8,438 万 2,000 円が、先ほども歳入の欄で申しましたが、特別交付税になります。7,815 万 4,000 円が一般財源という形になります。

103 ページをお願いいたします。目 5 農地費で、公有財産購入費の事業用地購入費 300 万円と負補交の下の方にありますが、阿蘇市幹線道路整備負担金、広域農道分という形で 3,230

万円、同じく阿蘇市幹線道路整備負担金、歩道分で7,140万円を今回計上いたしております。この分は、県の事業として実施される分の阿蘇市の負担分という形になります。なお、財源といたしましては、合併特例債を活用することといたしております。

108ページをお願いします。項2の林業費でございます。そのうち108ページにあります目2林業振興費、これが前年度比5,101万1,000円の減額になっております。109ページにあります目3林道事業費、この分につきましても、前年度比1,251万9,000円の減額になっておりますが、この分につきましては、骨格予算編成によるものでございますので、主な事業等につきましては6月補正予算等で計上予定という形にしております。

117ページをお願いします。117ページ、商工費に入りますが、目8のまちづくり推進費の負担金補助及び交付金で、この117ページにありますコミュニティ事業助成金一般分1,450万円につきましては、内牧3区他5地区ございますが、の公民館等の備品などを整備するものでございます。その下のセンター分、900万円につきましては、古城1区自治会のコミュニティセンターセンター整備に伴うものでございます。なお、この2つとも全額自治総合センターからの歳入という形になります。

121ページをお願いいたします。土木費になります。今回土木費、各費目大幅な減額という形になっております。目1の道路橋梁費、122ページの目2の道路新設改良費、123ページの目3の橋梁費及び項3の河川費につきましては、それぞれ大幅な減額になっておりますが、先ほど林業費で申し上げましたとおり、骨格予算編成に伴う分が影響しております。今後、6月補正予算等で社会資本整備事業とか、道づくり整備事業とか、そういう分を計上していく予定としております。

なお、河川費ですね、123ページにあります。河川費の管理河川掘削等維持工事、この分だけにつきましては、梅雨の時期前に対処する必要がございますので、例年ベースの金額を計上いたしております。

127ページをお願いいたします。款8の消防費になります。一番下の段になりますが、目1非常備消防費の備品購入費でございます。この分につきましては、消防車両購入費として、まず普通積載自動車を2台、それと軽積載自動車を2台、合わせて1,300万円を計上いたしております。その下にあります小型動力ポンプにつきましては5台分、800万円を計上いたしております。この分につきましては、年次計画によりまして随時更新をしております。また、財源につきましては、合併特例債を活用することといたしております。

130ページをお願いいたします。教育費になりますが、130ページから149ページですね、款9教育費の項1教育総務費、項2の小学校、項3の中学校費、項4社会教育費につきましては、骨格予算でございますので、例年必要な義務的経費を中心として計上いたしております。

少し間が開きますが、149ページをお願いいたします。項5です。保健体育費、そのうち目1体育振興費につきましては、全体で1,358万8,000円の前年度比減額という形になっておりますが、これにつきましては昨年度、県民体育祭の負担金を計上していたことによるものでございます。

次の目2 体育施設費につきましても、前年度比1,674万2,000円の減額となっておりますが、要因といたしましては、昨年アゼリア21の修繕工事費等を計上していたことによるものでございます。

154ページをお願いいたします。154ページ、155ページになりますが、156ページまで行きますね。災害復旧費になりますが、項2 農林水産業施設災害復旧費と、155ページと156ページにあります項3 公共土木施設災害復旧費につきましても、平成28年度予算に計上いたしました予算で年度内執行部、それと次年度での執行部を調整いたしまして、今回計上をいたしております。

157ページをお願いいたします。先ほど歳入で若干触れましたが、項5ですね、都市施設災害復旧費の被災宅地復旧支援事業補助金につきましても、宅地被害で国の補助対象とならない分を復興基金を活用いたしまして支援する事業として、今回2億円を計上いたしております。事業費につきましても、今後申請受け付けを行いまして、必要に応じて補正予算で増額等の、減額はあんまりないと思いますが、増額等の対応を行いたいというふうに考えております。この分につきましても、全額復興基金が財源という形になります。

以上でございますが、政策的予算、それと投資的事業、そういう部分につきましても、今後また査定、精査等を行いまして、6月補正予算等で議会のほうに計上させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上、議案第15号、平成29年度一般会計予算につきまして、ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。昨日も申し上げましたように、本日議題となります議案第15号から議案第33号までは、ご承知のように会期中の日程に従い、各常任委員会に付託をされます。従って、自己の委員会の件につきましての質疑についてはご遠慮願いたいと思います。

それでは、早速質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 13番、五嶋です。

一番最後のやつからちょっと質問しますが、まずはじめに、今回合併特例債がいくつか予算の中に入っていますが、今予算を使ったと仮定して、合併特例債の残高ですね、それを一つ教えてください。

それから、最後の157ページの被災地宅地復旧支援事業、これは例えば的石地区あたりで被災して家が倒れて、その後、レッドゾーン地区で建てられないところが出てきます。こういうところの補助あたりにも使われるのでしょうか。

その2点をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 合併特例債、あと平成29、30、31年までございますが、今年度がまだ執行額が確定いたしておりませんので、現時点では20億円から25億円の間に平成29年度以降の執行可能額という形になります。

○議長（藏原博敏君） 五嶋議員に申し上げます。2点目の質問は所管になりますので、委員会のほうで質問をお願いいたします。

ほかにありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） おはようございます。

まず、92ページの目の環境政策費ですけれども、地下水保全となっておりますけれども、これで審議した件数はどれだけあるのかをお尋ねします。否決されたのと認可された件数を教えていただきたいと思います。

それとですね、31ページですけれども、款16財産収入、目の貸付収入ですけれども、昨日の条例改正でも出ましたけれども、これが基本となっておりますけれども、老人ホーム用地、乙姫小となっておりますけれども、これは上寿園が建設される場所だと思いますけれども、この94万1,000円の貸し付けですね、この根拠はどんなふうになっているのかを教えてくださいたいと思います。貸付の資産根拠ですね、それを教えてくださいたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 河崎議員に申し上げます。今2問質問されましたけれども、1問はですね、所管の事業になります。よろしかったらですね、追加して他の部分で質問されるといいと思います。

福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） おはようございます。

ただ今の31ページの財産貸付収入についてお答えをいたしたいと思います。この老人ホーム用地の旧乙姫小の貸付収入につきましては、昨日財政課長が説明いたしました、その通常の財産貸付の収入での算出ではございませんで、もともとその老人ホームを建設する土地になりますものですから、譲渡が前提でございます。ですので、譲渡を前提といたしまして、ベースとしては固定資産の評価額、評価額を15年の期間を掛けて賃借料としていただいて、その後、その賃借料が固定資産のその評価額に達したときに無償譲渡するということで覚書を締結しております。そういった形で算出しておりますから、こういった金額になったものでございます。また、加えますと、その固定資産の評価額から乙姫小学校にその老人ホームを建設するという計画を立てたときにですね、地元からいろんな要望がございました。これまでその学校で使っておったときにですね、いろんな不具合といいますか、そういったことがあったようで、グラウンド北側の排水でありますとか、擁壁でありますとか、そういった諸々についてですね、地元からぜひ整備をしてくださいということがありましたので、今言いましたベースのあたり、その評価額からそういった工事費に掛かる分を差し引いております。ですので、こういった金額になっております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、課長から説明で大体内容は理解いたしましたけれども、この土地については、まず面積はどれだけあるのかですね。

それと、もう一つは、今言われました乙姫行政区からも要望がありました。中谷の地元あ

たりからも要望がありましたけれども、隣接する用水路の整備なんかも、その計画の中に入っているのでしょうか。それをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 後のほうのその用水路の整備については、もともと要望がございませんので、グラウンドからの排水の分と、その擁壁の分ですね、その工事を、その建設する法人のほうに工事をしていただくということでお願いしているものでございます。1 点目の計画面積についてはですね、約 6,200 m²ほどでした。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 今、六千どれだけと言われましたけれども、グラウンド全体ですか。グラウンドの面積でいいますとどのぐらいになっておりますか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） すみません、ただ今のご質問のそのお答えがちょっとうろ覚えなんですけれども、1 万 1,000 m²近い面積がグラウンドはございました。そのうちの 6,200 m²程度になります。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

2 番議員、竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 2 番、竹原です。2 点だけちょっとお聞きします。

31 ページの阿蘇いこいの村施設の用地ということで 1,000 万円上がっていますね。これは、実際、収入という形で 1,000 万円入る確率ということで書いてあると思うんですけど、骨格予算にしてもですね、入る予定がないのに、まだ交渉中なのに、こういう形で明記されるのはちょっとおかしいのではないかなと思います。

それとですね、あと 37 ページの真ん中の付近で、はな阿蘇美の基本納付金 500 万円とありますけど、これは去年は 600 万円じゃなかったのでしょうか。

その 2 点をお願いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。31 ページの阿蘇いこいの村の施設用地の 1,000 万円でございますけれども、先般の全員協議会の中でもですね、過程をご説明いたしましたけれども、平成 29 年度の当初予算につきましては、暫定でございますけれども、4 月から、新年度からの貸し付けを行うことを前提といたしまして例年どおりの 1,000 万円を計上させていただいているところでございます。

それから、37 ページでございますけれども、はな阿蘇美基本納付金でございます。議員おっしゃいますとおり、平成 28 年度までにつきましては、年額 600 万円の基本納付金でございますけれども、平成 29 年度から 31 年度までの 3 年間ににつきましては、募集要項の中で年額 500 万円ということで定めさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） はな阿蘇美はわかりました。

いこいの村、今の説明では私納得できません。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

16番、阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 16番、阿南です。

民生費ということで、ちょっとご質問をいたしますが、ページが84ページ、85ページですね。

まず、85ページの方で、扶助費ということで生活保護扶助費が3億5,000万円ほどあります。これは、160万円ぐらい減額になっておりますが、今度の震災で非常に生活が困窮する方が増えるであろうという、私はそう思っておりますが、仮に仮設住宅あたりにも住まわらせておまして、非常にこう再建が厳しいという方が増えてきやしないかという気がしております。そこでですね、この扶助費を認定する場合、扶助費というか、その扶助をもらえる人を認定する場合、こういったシステムで審査されているか、ちょっとお伺いします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今ご質問にお答えをいたします。

生活保護費の扶助費につきまして、まず現在の受給者数と世帯数についてお答えしたいと思いますけれども、2月末時点です、154世帯の172名が阿蘇市の現在の受給者数でございます。この数値はですね、今年度当初は170世帯の190名ぐらいのその世帯数があったんですけれども、昨年1年間でこんな数字に減っております。扶助費を減額して予算を計上したのは、そういった理由があったからでございます。議員のご質問のその地震後の生活に困窮されてですね、生活扶助ということで相談される方は、確かに現在もいらっしゃいます。その生活保護を認定するにあたっては、まず本人からの聞き取りを行って、正確なその収入を把握し、その方に扶養する、民法上ですね、扶養する義務がいらっしゃいますので、扶養する義務の方が本当に扶養できるのか、できないのか、そういったことを確認した上で、内部で協議を行ってですね、生活保護を受給するということを決めております。まず、本人からの聞き取りによってですね、その収入を把握するというのは、口頭で聞き取りを行うんですけれども、当然その後にはですね、金融機関への照会も掛けます。保険等を掛けているかどうかの、そういった目に見えない資産についても照会を掛けます。きちんとその方がその収入がないとかですね、お金に困っているということもきちんと把握した上で、そのさっきいきました扶養義務者ですね、民法上扶養義務を背負っている方たちに扶養できるかどうかの照会を掛けて、できないと回答をもらったところですね、内部で協議し、保護の受給決定ということで事務を進めております。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） ちょっとこう理解が苦しい部分がありますけど、現在154世帯ということですね。今後、増えるであろうと私は気がしておりますが、その審査をする場合に、いろんなマスコミ等でも聞きますけど、生活保護を受けている方が本来やってはいけないギャンブルとかですね、いろいろあるでしょうけど、賭け事とか、パチンコ、いろんなおかしいなということをよく聞きますけれども、そういったことの審査というのは、現在されておるんでしょうかね。なかなかこらプライバシーの問題もあろうかと思えますけど、どうです

かね。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今ご質問でございますけれども、確かに阿蘇市内の住民の方からそういった電話による投書だとかも実際にあっております。もともとですね、確かに遊技とかいうのは好ましくない事例ではあるんですけれども、まったくやってはいけないということではありませんので、あくまでも本人のモラルによるところも確かにございます。ですが、どうこうしますとですね、確かに公費を使って生活保護を受給しているという間の期間中はですね、そういった周囲の厳しい目もございますので、ケースワーカー、関わっているうちの職員が本人に注意を行います。余り度が過ぎるときにはですね、確かに再度判定会議等を掛けてですね、文書による指導だとか、それにも従わない場合には、その保護停止とか、そういったこともあり得ると思いますけれども、そういったことで事務を進めているところではあります。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 今の答弁でですね、受給停止という事例が今でありますか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 現在のところ、その遊技による受給停止というのはありません。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 3番、岩下です。

まず、108 ページです。林業振興費がかなり落ち込んでおります。この中身を見てみましたら、昨年は間伐材供給安定基金対策が4,700万円ほど入っておりました。どうしてこれを落としたのか。

それから、もう1点は、151 ページです。アゼリア 21 施設管理委託料というのが4,900万円ほど、昨年と同じなんです、この積算内訳を伺いたと思います。

○議長（藏原博敏君） 議員の皆さんに申し上げます。1人3問までは質問ができますのでですね、遠慮なく質問を続けていただきたいと思います。

農政課長。

○農政課長（本山英二君） はじめの間伐の件でございますが、先ほど財政課長が言いましたように骨格予算ということでございますので、6月補正の中でまた協議をしながら予算を上げていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） アゼリア 21 の施設管理業務の委託料の件だと思いますけれども、こちらのつきましては震災前に通常の1年間の収入、この3カ年平均、それからアゼリア 21 の維持管理料ですね、その差額分ということで4,932万円ほどは収支バランスが取れないということで市のほうから補填をしている委託料でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

10番、大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 1 点だけ質問いたします。

31 ページの、先ほど河崎議員が聞かれたところですが、老人ホームは、15 年の分割で固定資産税相当の金額で、その後は譲渡とありますけれども、その下にずらっと書いてありますですね。それも全部同じような理解でよろしいんですかね。最終的には土地代はタダになるという考えでいいのですかね。個人の方もおられますけれども、その契約はどうなっていますか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問は、31 ページの老人ホーム用地の保育園のことでよろしいでしょうか。保育園はですね、黒川、宮地、内牧とですね、平成 23 年から民営化ということでこちらからお願いした経緯もございました。その際にですね、先ほど老人ホーム用地のときと同じような形で固定資産の評価額を 15 年で割った形ですね、毎年賃借料としていただいて、その賃借料が 15 年間で固定資産の評価額に達すると思うんですけれども、その評価額に達したときに無償譲渡という形です。ですので、1 年で払うとすれば固定資産評価額で、その土地代としてもらったという形にはなりません。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 若干補足します。大倉議員が言われました、上にあります個人とかいう分ですね、ここに 29 ページから 31 ページまで貸し付けがございます。今、福祉課長が申しました保育園関係と老人ホーム以外はですね、あくまでも貸し付けです。何年したから無償譲渡とか、そういうの一切ございません。年度年度の貸付料になります。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

11 番、湯浅正司君。

○11 番（湯浅正司君） 11 番、湯浅でございます。1 点だけ質問させていただきます。

112 ページの東阿蘇観光開発損失補償契約ですかね、これ 2,300 万円ほど予算があります。これは、あと何年ぐらい払わなくちゃいけないのか。

それと、この前のあの噴火によって、あそこはどういうふうになっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 東阿蘇観光開発株式会社の支払いの残高についてお話しします。

平成 28 年度の支払いが終わった時点で 1 億 7,669 万 8,332 円でございます。これが、平成 37 年まで支払いが続きます。大体 1,200 万円から 1,600 万円の年間の支払いになっております。

噴火の状況につきましては、今、降灰の堆積につきましては、駐車場エリアが 15 cm から 30 cm ぐらい、堆積量。仙酔峡、東側の被害状況、そこはまだ立ち入り禁止で検査ができておりませんが、ドローンで見るとはですね、やはり西側よりも、火口見学エリアよりも堆積物が多いですね。元のマウントカー道路とか、あの辺には、噴石の石が見られています。そこは、近く調査に行くところでございます。一応、ドローンで確認をしております。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11 番（湯浅正司君） 仙酔峡のほうは、また調査に行かれるそうですけど、我々も総務委員会としてですね、行かれるときには、議員さんも全部だろうと思いますけど、我々も自分の目で確かめたいと思いますので、そういう機会があればよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 観光課長、了解ですか。

○観光課長（秦 美保子君） はい、わかりました。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

14 番、高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 14 番です。

83 ページ、これは児童福祉費ですね、黒川保育園の施設型給付費、9,183 万 9,000 円ということで、これは認定こども園としての施設型給付費でありますけれども、黒川保育園イコール YMC A が運営されていると思いますが、YMC A の今の黒川保育園ですね、全然遊具がないということで、保護者からクレームが来ています。全く遊ぶ遊具が移設されてないということで、ですから、市のほうから 9,183 万 9,000 円という施設型給付というのが出てくるわけですから、そこはやはり YMC A と話して、いつ遊具は整備するのか、プールもないそうです。そういったものがきちっと整備できるのはいつなのかということ把握されていますか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問でございますが、93 ページですね、まずはこの金額について、ちょっと根拠に触れたいと思います。黒川保育園につきましては、平成 28 年、今年度から認定こども園に移行いたしましたので、認定こども園とその私立の保育園の違いがあってですね、施設型給付とって、要はこれまで運営費の負担金が施設型給付と呼ばれるもので、その給付費として国費と補助金相当のみが交付される金額、9,100 万円でございます。上の内牧保育園だとか、宮地保育園だとか、この私立保育園につきましては、今言いました施設型給付費に阿蘇市が徴収します保育料を加えて運営していく形で、この委託費を払いますので、こういった金額で差違が出ているものでございます。ご質問の遊具につきましては、阿蘇市からそういう意見があるということですね、これから保育園のほうにちょっと働きかけをしたいと思ひますし、具体的に何年度までに遊具を整備するかという話は、こちらのほうでは今のところ伺っておりません。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

5 番、園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 5 番、園田でございます。

最初にですね、12 ページの市税の地方揮発油譲与税ですね、これの油種別の大体リッター当たりどのぐらい阿蘇市のほうにお金税金として入っているのか。

あとは 44 ページの阿蘇火山防災会議協議会負担金のガス対策分について、説明をお願いいたします。

それと、もう 1 点が 129 ページの熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金、900 万円

ですので3棟分だと思えますけれども、この地域はどこになっていますか。

この3点をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） まず、最初の地方譲与税、これは市税ではございませんが、地方揮発油譲与税でございます。ガソリン税ですね、ガソリン税に対しての課税になります。その100分の40を市町村へ交付します。その市町村に交付された分の半分を道路の延長、それとその半分を道路の面積で案分した分を各市町村に交付するという形になります。ちょっと複雑でございますが、その分が、阿蘇市の分の6,000万円が今年の予定になっております。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） おはようございます。

まず、ページでいいますと44ページの19番負担金補助及び交付金、44ページの下のほうになります。阿蘇火山防災会議協議会負担金、ガス対策分として2,298万円、これにつきましては、元の財源は山上道路の売り上げを観光特会のほうから一般会計のほうに繰り出していただいて、そのうち2,298万円を一般会計から阿蘇火山防災会議協議会のほうに負担金として支払いを行います。ご存知のとおり、阿蘇中岳第一火口については、ガスが一番恐ろしい、見えない、気管支系に異常のある人は非常に体調に危険をもたらす。そういったことでありますので、2,298万円を防災協の財源といたしまして、山上の警備員等を雇っております。人数につきましては、現在4名お雇いをいたしているところであります。

2つ目の質問にいきます。129ページの中段から上になります。同じく負担金補助及び交付金の中で、熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金900万円になります。地区はどの地区かということでご質問でありますけれども、地区についてはどの地区という指定はございません。ただ、土砂災害特別警戒区域、俗に言われておりますレッドゾーンの区域の中から区域外に移転をする。その方々に対して、移転費用、住宅の取得費用あたり、1件当たり300万円を上限として支払いする制度であります。この財源につきましても、熊本県のほうから丸々100%来るようになっております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） じゃ、これ財政課長、ガソリンのみということですか、有収は。もしわかれば、大体今120円ぐらいですかね、リッター。いくらぐらいが大体税金となっていますか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 申し訳ございません。そこはちょっと把握しておりませんが、ガソリン税のみです、この分はですね。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 高宮です。

これ、財政課のほうで先ほどから合併特例債、20億円から25億円ぐらいは可能だろうと

いう話がありましたけれども、一般会計の当初予算の分析という中で、起債の残高、これが195億2,083万7,000円という一般会計の起債残高になるということでもありますけれども、合併特例債がこの中でいくらあるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 約90億円から95億円なんですけど、その分、もう合併後ですね、返済が毎年終わっておる分もございまして、70億円前後とっております。この中でですね、この今の残高の中でですね、合併特例債に限っては、発行額は90億円を超えております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） この中の70億円ぐらいということですかね、大体。この合併特例債は、当初、トータルで118億円と、合併時に使えるということでありました。それで、10年経って延長が決まったということで、あと残りも使えるということでもありますけれども、合併特例債の地方交付税算入額は、率でいくと当時は69.9%、約70%だろうということが言われておりましたが、それで確かでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ちょっと訂正をさせていただきたいのですが、先ほど私が言いました70億円というのはですね、ちょっと前の数字でございますので、それからまた返済が終わっている部分もありますので、そういう部分については若干、また詳しいことはお知らせしたいと思いますが、交付税算入につきましては、当初から言われております算入率、これは間違いございません。変更もございません。今のところ、交付税の制度上の変更もあっておりません。最初から国のほうが示している算入率通りでございます。

○議長（藏原博敏君） ちょっと確認いたします。高宮君の場合は先ほど1回されて、今が2回目です。議運の申し合わせはですね、お一人3問までをそれぞれ3回お聞きしていいということですので、もう1回お聞きして結構です。

高宮正行君。

○14番（高宮正行君） はい、わかりました。なぜお聞きしたかと申しますと、これは市長選挙のときにいろんな文書が出ていました。その中で、起債残高がぼんと載って、そして起債残高の下の方に70%の地方交付税算入も定かではないというような書き方がされとったわけです。非常に市民の方も不安に思われて、私にも聞いてこられました。事実なのかということもありましたので、その、合併特例債のほかにも、当然70%前後の地方交付税算入があるということで、やはりきちっと議会の中で明らかにしとかないかならうということでお聞きしております。合併特例債は69.9%ですか、約70%の地方交付税算入は決定していると。それで、合併してきたわけですから。あと残りの起債残高についての地方交付税算入率、それを大体教えてください。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 全員協議会で若干触れましたが、当初予算の分析の6ページの市債現在高の推移という形でグラフを出しました。議員が言われるとおり、合併特例率については算入率70%です。この平成28年、29年につきましては、災害復旧の起債が大方にな

ってまいります。その分につきましては、ほとんどが95%算入があります。従いまして、先ほどからの質問で、このグラフにありますように195億円、平成28年度の残高見込みですね、195億円のうち76.3%は合併特例債、災害復旧債、ほかの起債も合わせた交付税の算入というふうに思っておりましたが、そういう形になっております。逆に、交付税算入のないものにつきましては、平成27年度末より平成28年度末のほうが2億円ほど残高が減っているというような状況でございますので、もちろん国の制度でございますので、算入率がこれだけですよというのがやぶさかになることはありません。そのことは、確実に私どもも確認して、起債の発行を財務局で協議をして受けておりますので、そういうことは一切ございません。それに基づいて、有利な起債を阿蘇市は発行しているというところでございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。なお、11時10分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

日程第2 議案第16号 平成29年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第2、議案第16号「平成29年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今議案としていただきました議案第16号、平成29年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について、ご説明いたします。

別冊12の1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ6,900万円と定めております。

5ページをお願いします。歳入です。款、使用料及び手数料、目、観光施設使用料でありますけれども、平成29年度を6,899万9,000円としております。昨年より1,834万5,000円少なくなっております。これは、有料道路の営業開始がいつになるか未定でございますので、前年度より落としております。また、ユースホステルの使用料が約200万円ほどありましたが、それがなくなっております。そういったことを理由としております。

次に、款の諸収入、売店収入でございますが、売店が入っております上のロープウェイの駅舎の復旧が産交さんのほうがまだ未定でありますので、売店収入は今回は上げておりま

せん。従って、一番下の方になりますけれども、平成 29 年度の歳入合計は 6,900 万円としております。

次に、6 ページをお願いします。歳出です。款、観光施設費、目、公園道路及び売店管理費でございますけれども、本年度は 5,614 万 7,000 円としております。公園道路に係る経常経費を上げておりますが、前年度から金額が変わった部分をご説明いたします。節 13 の委託料、前年度 2,500 万円に対しまして平成 29 年度は 2,000 万円と 500 万円の減額をしております。内容といたしまして、2 名分の人件費及び経費を落としております。

次に、節 28 繰出金であります。こちらのほうは、阿蘇火山防災会議協議会への繰出金でございますけれども、前年度から 500 万円を減額しております。こちらも内容は人件費等としたものになっております。また、原材料費を売店の仕入れ 1,000 万円ぐらいありましたけれども、これを平成 29 年落としております。

7 ページをお願いします。款の観光振興費、目の観光振興費 1,074 万円でございますけれども、仙酔峡を含みます阿蘇山上一体の景観、観光に係る経常経費を上げております。前年度と変わった点といたしまして、仙酔峡ミヤマキリシマの下草刈り、それと害虫駆除のほうを道路復旧工事の関係で上げておりません。その分の減が 170 万円ということでございます。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 3 議案第 17 号 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 3、議案第 17 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） おはようございます。

資料のほうは、別冊 13 をお願いいたします。

ただ今議題としていただきました議案第 17 号、平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。

1 ページでございます。本予算は、骨格で編成をしております。

第 1 条でございますとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4 億 6,694 万 7,000 円といたしております。歳入歳出予算の内訳につきましては、事項別明細でご説明申し上げます。

8 ページをお願いいたします。歳入の主なものにつきましては、真ん中の表でございます。款 1 分担金及び負担金、目 1 下水道受益者負担金といたしまして、新規分の賦課、分割納付分などの賦課を含めまして 657 万 3,000 円を計上しております。

一番下の表でございます。款 2 使用料及び手数料、目 1 下水道使用料につきましては、約

2,300戸分としまして1億880万4,000円を見込んでおります。

9ページをお願いいたします。下から2番目の表でございます。款5繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、昨年度比1,024万9,000円減額して、2億7,046万円を計上しております。

10ページをお願いいたします。真ん中の表、款7諸収入、目1雑入の901万円でございますけれども、これは成川橋の架け替えに伴いまして、下水道の污水管移設等の諸費としまして県から受け入れるものでございます。一番下の款8市債、目1下水道事業債でございますけれども、骨格でございますので、国庫補助事業等を6月で編成する予定でございますので、昨年比1億2,170万円を減額しまして7,180万円を計上しております。

12ページをお願いいたします。歳出でございますけど、款1総務費、目2維持管理費の主なものについてでございます。節13委託料の説明の一番上ですが、下水処理施設等包括的民間委託業務委託料の7,300万円につきましては、下水道の浄化センターの運転維持管理を平成27年から3年間、包括委託契約により実施しておりますが、その最終年度の委託料ということで計上しております。

14ページをお願いいたします。款2事業費、目1下水道事業費の主なものでございますが、節13の2,060万円、それと15ページの節15工事請負費3,110万円、それと節22補償補填及び賠償金の2,100万円につきましては、民間で計画されます新築や分譲、また災害から住宅等を再建されます際に下水道に接続するため、本管に接続するための枝管が必要となりますが、その整備に必要な経費、それと成川橋の架け替えに伴います下水道管移設等の必要な経費を計上しております。

16ページをお願いいたします。一番下のほうでございますけど、款5災害復旧費、目1下水道施設災害復旧費の1,261万9,000円につきましては、災害復旧に関します技術者の派遣の経費、それと災害復旧工事完成まで必要となります応急仮設ポンプ等の維持管理の経費を計上しております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第4 議案第18号 平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第4、議案第18号「平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第18号、平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

別冊14をお願いいたします。

1 ページをお願いします。第 1 条でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 42 億 2,939 万 6,000 円と定めております。前年度当初と比べまして 1 億 735 万 3,000 円の減といたしております。

7 ページをお願いいたします。歳入です。主なものにつきまして、ご説明いたします。

まず、款 1 国民健康保険税につきましては、7 億 6,654 万円の収入を見込んでおります。前年度比 2,222 万 5,000 円の減になりますが、これは被保険者数の減によるものでございます。あと、高齢化の進展及び地震による所得の減もある程度見込んでいるところでございます。

8 ページをお願いいたします。真ん中の段で、款 4 国庫支出金、目 1 療養給付費等負担金につきまして、6 億 6,546 万円を計上しております。前年度比 6,505 万 3,000 円の減としておりますが、こちらにつきましても被保険者数の減によるものでございます。

一番下の段でございますが、財政調整交付金につきましては、本年度 2 億 6,970 万円計上しております。761 万円の減となりますが、こちらにつきましても被保険者数の減によるものでございます。

その下、目 5 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金といたしまして、本年度 535 万 4,000 円を計上しております。こちらにつきましては、平成 30 年度に国保改革ということで、熊本県が運営の責任主体となります。この制度改正に伴いますシステム改修が必要となります。こちらの経費につきましては、国が 10 割補助するものでございます。

9 ページをお願いいたします。款 5 療養給付費等交付金といたしまして 6,226 万 2,000 円を計上しております。前年度比 4,943 万 1,000 円の減と見込んでおりますが、こちらにつきましては退職被保険者数の減によるものでございます。前年度比 174 名が減少しております。

続きまして、款 6 前期高齢者交付金につきましては、8 億 8,939 万 2,000 円を計上しております。4,221 万 3,000 円の増と見込んでおります。こちらにつきましても、先ほどの療養給付費交付金と同じように、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。65 歳から 74 歳の加入者の増を見込んでのものでございます。

一番下の段です。款 8 共同事業交付金といたしまして、目 1 高額医療費共同事業交付金及び目 2 保険財政共同安定化事業交付金といたしまして、10 億 4,584 万 4,000 円を計上しております。こちらにつきましては、市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、市町村国保からの拠出金を財源といたしまして、国民健康保険連合会、こちらから交付されるものでございます。被保険者数の減により減少すると見込んでいるところでございます。

10 ページをお願いいたします。真ん中の段ですが、款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、2 億 9,544 万円を計上しております。繰入金全体といたしましては 318 万 8,000 円の減としておりますが、節 1 保険基盤安定繰入金保険税軽減分といたしまして、こちらにつきましては熊本地震による所得の減少を見込んで若干の増としております。

一番下の段でございます。款 11 繰越金、こちらにつきましては、今年度、28 年度決算を見込みました場合、ちょっとぎりぎりの状態でございますが、支出超過となる恐れも考えられるところでございます。繰越金が期待できる状況にないということで、1,000 円のみ計上

しているところでございます。

次のページをお願いいたします。歳入合計といたしまして 42 億 2,939 万 6,000 円と定めております。

12 ページ、お願いいたします。歳出です。款 1 総務費、目 1 一般管理費につきまして、6,502 万 3,000 円を計上しております。こちらにつきましては、国民健康保険事業に携わる人件費 7 名分と一般事務費分でございます。一番右下の委託料の項目をお願いいたします。委託料の一番下に、国民健康保険システム改修業務委託料として 603 万円を計上しております。先ほど歳入でご説明申し上げました平成 30 年度の国保の広域化に係るシステム改修費をこちらに計上しております。

14 ページをお願いいたします。款 2 保険給付費、項 1 療養諸費といたしまして、合計 21 億 3,056 万 4,000 円を計上しております。前年度比 8,972 万 5,000 円の減となりますが、こちらにつきましても被保険者数の減を見込んでのことでございます。

15 ページをお願いいたします。真ん中あたりの段で、款 3 後期高齢者支援金等といたしまして 4 億 2,789 万円を計上しております。前年度比 1,145 万 7,000 円の増となりますが、こちらにつきましては後期高齢者数の増によるもので、平成 27 年度決算と同等額を見込んでおるところでございます。

16 ページをお願いいたします。真ん中あたりの段で、款 7 共同事業拠出金といたしまして、目 1 高額医療費拠出金 1 億 762 万 3,000 円及び目 2 保険財政共同安定化事業拠出金 9 億 3,822 万 3,000 円を計上しておりますが、先ほど歳入のところでも申し上げました、県内市町村国保課の財政の安定を図るための共同事業といたしまして、国保連に熊本県国民健康保険連合会に拠出するものでございます。

一番下段の款 8 保険事業費につきましては、目 1 特定健康診査等事業費といたしまして 2,550 万 8,000 円を計上しています。この費目と次のページが目 1 保健衛生普及費及び目 2 疾病予防費などにつきましても、昨年度並みに計上しているところでございます。これらの保険事業実施によりまして、医療費適正化に取り組んでいるところでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11 番、湯浅正司君。

○11 番（湯浅正司君） 一つだけお伺いいたします。

7 ページの医療給付の滞納繰越分が、これ 3 つ合わせると大体 4,000 万円近くになりますけど、そしてまた下に 75 番の督促手数料がございますけど、これは単年分ですか。前から積み重なって、この金額になりますか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 滞納繰越分につきましては、過去の分、すべてになります。督促手数料につきましては、1 通当たり 100 円ということで、督促料発送通知につきましては、すべて 100 円がかかってきます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

16 番、阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） 16 番、阿南です。

この国民健康保険特別会計というのは、阿蘇市の人口からして何%ぐらい、この国民健康保険に加入されているのか。平成27年度の決算では、大体7,700人ぐらいの方が加入されて、パーセントで約28%と聞き及んでおりますが、今後どういう数字になるか、先ほど課長のお話では人数が減ってくるだろうという予想と、もう一つは後期高齢者が逆に増えてくるということになってくると思います。そこで、この国民健康保険というのは、医療費に対して支給するものであって、いろんな病院事業とか、そういったものには転用できないということでございますので、そこあたりもですね、一つご説明いただきたいんですが、今後どういう動きになるかなと思っております。

それから、この医療費を削減するためには、当然健康診断をやっていただくということで、大体熊本県で45市町村ございますが、その中で14市がございまして。その中で、健康診断率というのは45%で一番高いということではございますけれど、市の目的としては60%ぐらいを目標にしたいという話も聞いております。そこで、課長にお伺いしますが、今後の推移と、それとこの医療費が現在、多分一般財源とか補填、繰入金という形で補っていると思っておりますが、今後の推移をちょっとお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） お答えいたします。

まず、被保険者数の推移につきましては、議員おっしゃられたとおり、昨年7,700人程度でございました。平成29年度につきましては、一応7,400人程度までぐらいは被保険者数としては少なくなると考えておるところで予算組みをしております。逆にですね、後期高齢者につきましては、75歳以上ということですので、今後、団塊の世代の方たちが順次後期高齢のほうに移行していただくこととなりますので、後期高齢者につきましては、現在、今5,500人程度いらっしゃいますが、若干増えていくと見込んでおるところでございます。

あと、いろいろ健康事業に取り組んでいるところでございまして、やはり市民の方々が健康であることで医療費を抑制するといった取り組みをしているところでございます。なかなか病気を防ぐことはできませんが、病気を重症化しないような形で市民の方々には啓発もしているところでございます。ただ今健診率につきましては45.1%ということですので、国のほうでは一応これを60%まで引き上げるということで考えておまして、私どももそういった形であらゆる手段を通じて健診率上昇に取り組んでいるところでございます。

あと、国保会計の推移につきましては、やはり国民皆保険制度の最後の砦ということでありまして、国保に関しましては、やはり高齢者の方々が非常に多く加入されているということと、あと非常に所得の低い方々が多くございます。阿蘇市の場合、50%を超える方々が60歳以上ということになりますので、非常に財政的には厳しいものがございまして。そこで国保会計につきまして、基金もない中で繰越金もないということで、いずれ早いうちには税率改正ということも議論をしていくことになると思いますし、平成30年度に国保の大改革、国保の運営責任主体が県のほうに移行することになりますので、その時点ではですね、やはり保

険税率の上昇というか、必要額を確保することは、阿蘇市としても必要なことではないのかなと考えているところでございます。現時点です、阿蘇市の場合、一般会計からの法定外繰り入れは行っておりません。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 詳しくご説明いただきまして、ありがとうございます。しかしながら、先ほど課長の答弁の中に、熊本県が一元化していくという動きがあるということがございます。そうなりますと、それぞれの自治体がこの国保というのは非常に頭が痛い部分だろうとは思いますが、30年まで、今年と来年、来年の4月ですかね、4月ぐらいからなるんですかね。ということは、約1年ということですね、そういうことであれば、この残された1年間、健全な運営をしていただきたいし、一つにはですね、阿蘇市内に17の医療施設がございますね。医療センターも含めてですけど。そうなりますと、この保険税というのは医療費に当然充当するわけですから、阿蘇市内で医療をしていただいて、阿蘇市にその医療費を落としていただくのが一番いいなと思いつつも、病気次第では、どうしても熊本市内あたりに行く方も当然いらっしゃると思いますが、これを強制は当然できませんが、そういう形ですね、地元で何とか、17の医療施設がございますから、ぜひそういう形で頑張っていたら、これは周知徹底ができるかなということをおもうんですが、そこあたりはどうでしょうか。国保が健全な運営ができるように、税収の滞納とかいうのは当然あるかと思いますが、先ほど三百何十万円の何か出ておりましたが、そこあたり、ちょっと滞納があるのか、そこもちょっとお聞きしたいなと思つてます。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） まず、できるだけ市内の医療機関を使つていただくということは、当然そうだと思いますし、まず健康寿命ですね、健康寿命をいかに伸ばすかということで、やはり地域の中での医療機関、近くに皆さん一人一人がかかりつけのお医者さんを持つていただくということは、一つ必要なことだと思つております。

あと、滞納者の方々につきましては、やはりなかなか生活困窮されている方もいらっしゃいますし、ただやはり公平性の観点です、やはりお支払いいただくべきものはお支払いいただくという形で、保険証の短期証の発行ということにつなげておりますので、1箇月あるいは3箇月等の短期証を発行する中で、そういった滞納者の方々との接触を図りながら、少しでもですね、保険税収入につなげていくというふうな取り組みを行つております。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 3回目です。

阿蘇市内における1人当たりの医療費がどれぐらいかということで、ちょっとここ手元ありますが、約38万円ぐらい、1人の医療費がかかっているんですね。これ以外と市民の方はご存じないと思うんですよ。1人平均ですよ。ですから、かなり、それだけ医療費が掛かっているということですね、やっぱり先ほど言われた健康寿命を長くしていただくということを周知徹底して、健診を強く進めていただきたいと。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第5 議案第19号 平成29年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第5、議案第19号「平成29年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第19号、平成29年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

別冊15の1ページをお願いいたします。

第1条でございます。予算の総額、歳入歳出それぞれ31億2,252万1,000円と定めております。前年度当初と比べまして3,400万円余りの増となっております。

7ページをお願いいたします。歳入です。款1保険料、目1第1号被保険者保険料につきまして、5億6,157万1,000円を計上しております。前年度比1,946万7,000円の増となりました。こちらにつきましては、被保険者数の増によるものでございます。

一番下の段でございます。款4国庫支出金、目1介護給付費負担金につきまして、5億2,004万6,000円を計上しております。こちらにつきましては、介護サービス費用の一定割合につきましては、国が負担することとなっております。

8ページをお願いいたします。同じく国庫支出金の目1調整交付金2億3,804万9,000円を計上しております。保険給付費の一定割合につきまして、財政運営の安定化のために交付されるものでございます。

目2地域支援事業交付金4,176万円、地域支援事業につきましては、市町村が地域の実状に応じて実施する介護予防、住宅改修、介護用品支給などの生活支援に取り組む事業でございます。その費用の一定割合につきましては、国が交付するということになっております。

続きまして、款5支払基金交付金につきましては、目1介護給付費交付金及び目2地域支援事業支援交付金、合わせまして8億2,538万8,000円を計上しております。40歳から64歳の保険料を財源としまして、社会保険診療報酬支払基金、こちらから交付されるものでございます。

一番下段の款6県支出金、目1介護給付費負担金といたしまして4億606万6,000円、及び次のページをお願いいたします。目1地域支援事業交付金2,088万1,000円につきましては、それぞれ給付費、事業費の一定割合を熊本県が負担するものでございます。

真ん中の段をお願いいたします。款8繰入金につきましては、目1介護給付費繰入金及び目2地域支援事業繰入金につきましては、それぞれ国・県と同様に事業費の一定割合を阿蘇市が負担するものでございます。

目3 その他一般会計繰入金といたしまして、1億1,762万円を計上しております。こちらにつきましては、人件費6人分と事務費分になります。

10 ページの一番下段で、歳入合計31億2,252万1,000円と定めております。

11 ページをお願いいたします。歳出です。款1 総務費、目1 一般管理費におきまして、5,093万8,000円を計上しております。介護保険事業を担当する人件費6名分と一般事務費分でございます。こちらにつきましては、前年度比2,391万9,000円減額としておりますが、こちらにつきましては、地域包括支援センターの運営事務委託料につきましては、昨年までこの費目の委託料で組んでおりましたが、今回、14ページの地域支援事業費に変更して計上したことによる減額であります。

12 ページをお願いいたします。一番下段の目1 計画推進委員会費といたしまして319万4,000円を計上しております。286万9,000円の増額となっておりますが、節13 委託料におきまして250万円を計上している介護保険事業計画策定料といたしまして計上しております。平成30年から介護保険第7期計画がスタートしますが、その第7期計画、3年間の計画を平成29年度中に策定することによることから、こちらのほうに委託料を組ませていただいております。

13 ページをお願いいたします。2段目でございます。款2 保険給付費、目1 介護サービス給付費といたしまして、25億5,000万円を計上しております。前年度比4,632万5,000円増につきましては、こちらにも被保険者数の増によるものでございます。

その下の段、目1 介護予防サービス給付費9,190万円を計上しております。こちらにつきましては、2,258万2,000円の減としております。こちらにつきましては、介護予防ですので、要支援認定者の方々が対象になります。これらの方々が利用されます通所・訪問サービスにつきましては、地域支援事業ということで総合事業に移行しております。そのことにより減額でございます。

14 ページをお願いいたします。2段目の款5 地域支援事業費といたしまして、目1 介護予防生活支援サービス事業費及び目2 介護予防ケアマネジメント事業費と合わせまして6,432万2,000円を計上しております。前年度比2,046万5,000円増としておりますが、先ほどご説明いたしました13ページの保険給付費減額相当分をこちらに移行して計上しております。

一番下段の目1 包括的支援事業費といたしまして3,510万7,000円を計上しております。前年度比2,570万2,000円の増としておりますが、こちらにつきましては先ほど11ページの一般管理費で減額しております、その相当分をこちらのほうに移行して計上しております。

次のページをお願いいたします。目2 任意事業費から目3、4、5、次のページの目6 地域ケア会議推進事業費までにつきましては、ほぼ昨年度並みに計上しているところでございます。

16 ページ、一番下段をお願いいたします。予備費といたしまして1,000万円を今回計上しております。

従いまして、歳出合計31億2,252万1,000円と定めたところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。午前中あと 10 分程度ございますが、午前中の会議をこの辺で留めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後 1 時から再開をいたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第 6 議案第 20 号 平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 6、議案第 20 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 20 号、平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

別冊 16、1 ページをお願いいたします。第 1 条です。予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 941 万 5,000 円と定めております。前年度比 2,294 万 9,000 円の増となっております。

7 ページをお願いいたします。歳入です。主なものについてご説明申し上げます。

まず、款 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料及び目 2 普通徴収保険料、合計いたしまして 2 億 4,309 万 1,000 円を計上しております。前年度比較で 2,466 万 5,000 円の増と見込んでおります。平成 29 年度につきましては、被保険者の数の増及び保険料の軽減内容が見直されることによるものでございます。

一番下段をお願いいたします。款 4 繰入金につきましては、一般会計より目 1 事務費繰入金及び目 2 保険基盤安定繰入金、合わせまして 1 億 5,731 万円を計上しております。そのうち、保険基盤安定繰入金につきましては、所得の低い方々の保険料の軽減分を熊本県と阿蘇市が負担するものでございます。ちなみに 4 分の 3 につきまして、県が負担するものでございます。

8 ページをお願いいたします。一番下段、款 6 諸収入、目 1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入につきましては、841 万 1,000 円を計上しております。健康診査事業に全額充当するものでございます。

10 ページをお願いいたします。歳出です。款 1 総務費、目 1 一般管理費につきましては、3,122 万 2,000 円を計上しております。人件費 4 名分と事務経費分を計上しているものでございます。

11 ページをお願いいたします。中段の款 2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3 億 6,586 万 7,000 円を計上しております。熊本県広域連合に対しまして納付するものでございます。内訳としまして、徴収保険料及び保険基盤安定繰入金を主な財源としております。2,256 万 4,000 円の増につきましては、先ほど歳入の保険料の増によるものでございます。

下段の款 3 保険事業費、目 1 健康診査費につきましては、841 万 1,000 円を計上しております。健診補助の臨時職員分の人件費及び事業委託料が主な経費となります。

12 ページをお願いいたします。目 2 鍼灸給付費 255 万円を計上しております。こちらにつきましては、平成 27 年度決算及び本年度の実績により見込んだ額を計上しております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 7 議案第 21 号 平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について

日程第 8 議案第 22 号 平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について

日程第 9 議案第 23 号 平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について

日程第 10 議案第 24 号 平成 29 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。日程第 7、議案第 21 号「平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」から、日程第 10、議案第 24 号「平成 29 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」までを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 21 号から、日程第 10、議案第 24 号までを一括議題とすることに決定いたしました

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今、一括して議題とさせていただきました各財産区予算についてご説明をいたします。

まず、別冊 17 でございます。議案第 21 号、平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について、ご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、歳入歳出予算総額を 1,740 万 9,000 円といたしております。

6 ページをお願いいたします。6 ページでございますが、歳入になります。水道使用料、繰越金など、前年度と同額で今回は計上をさせていただいております。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。歳出になりますが、8 ページ、款 4 水道管理費、目 1 水道管理費の 9 ページに記載してあります水道工事費 600 万円については、平成 28 年度に予定をしておりました古閑地区の配水管敷設替え工事等を熊本地震の影響で次年度へ延期したため、平成 29 年度に再度予算を計上いたしております。

次に、別冊 18 をお願いいたします。別冊 18 でございます。議案第 22 号、平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について、ご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、歳入歳出予算総額を 780 万円 3,000 円といたしております。

6 ページをお願いいたします。歳入になりますが、款 2 使用料及び手数料、目 1 水道利用につきましては、平成 28 年度の収入見込み額を参考といたしまして、30 万円減額で計上いたしております。

7 ページをお願いいたします。歳出になりますが、款 4 水道管理費、目 1 水道管理費につきましては、8 ページに計上しております修繕料を前年度より 50 万円増額して 350 万円計上いたしております。また、老朽管等の更新事業に関する設計業務委託料を 100 万円新規に計上いたしております。

次に、別冊 19 をお願いいたします。議案第 23 号、平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について、ご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、歳入歳出予算総額を 1,834 万 7,000 円といたしております。

6 ページをお願いいたします。歳入になりますが、款 4 繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、新規の原野貸し付けがありましたので、前年度より 9 万 9,000 円増額で計上をいたしております。

9 ページをお願いいたします。歳出になります。款 4 水道管理費、目 1 水道管理費につきましては、まず備品購入費になりますが、量水器、これはメーター器でございますが、この耐用年数が切れますので、器の購入費と、その部分の交換委託料を計上いたしております。また、水道管の敷設替えの設計委託料、これを 200 万円、それと工事費 450 万円については、特に旧中通小学校付近を今仮設管で款が見つないであります、その本復旧費などの費用として今回計上いたしております。

次に、別冊 20 をお願いいたします。最後になりますが、議案第 24 号です。平成 29 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について、ご説明をいたします。

第 1 条になりますが、歳入歳出予算の総額を 4 万円といたしております。

6 ページをお願いいたします。歳入になりますが、原野貸付分として、日尾牧野組合分が新たに増加したため、前年度より増額して計上をいたしております。

7 ページをお願いいたします。歳出につきましては、原野貸付に伴う牧野組合への補助金として計上させていただいております。

以上、一括議題とさせていただきます議案第 21 号から議案第 24 号につきまして、ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、日程第 7、議案第 21 号「平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」から、日程第 10、議案第 24 号「平成 29 年度阿蘇市

宮地財産区特別会計予算について」までの質疑を終了いたします。

日程第 11 議案第 25 号 平成 29 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 11、議案第 25 号「平成 29 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」を議題といたします。

経済部農政課長より報告を求めます。

農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、ただ今議題としていただきました議案第 25 号、平成 29 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について、ご説明させていただきます。

別冊 21 になります。

この特別会計につきましては、土地改良法に基づく平成 24 年の豪雨災害で被災した坂梨地区の農地の災害管理の区画整理に伴いまして、当該換地計画において金銭による精算を一般の歳入歳出と区分して経理をする必要があるために設置している特別会計でございます。

1 ページをお願いします。第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 96 万 8,000 円と定めるものでございます。

5 ページをお願いします。この地域につきましては、坂梨区については、産の平工区と八反田校区ということで 2 箇所ありますが、そのうち産の平工区につきまして精算金がほぼ確定をしましたので、今回予算を計上するものでございます。

5 ページの歳入、款の分担金及び負担金ということで、農業者負担金 77 万 3,000 円、これにつきましては、中山間総合整備事業負担金ということで、換地精算として条件がよくなった方々、要は精算金として支払いが発生する農家の方々から 77 万 3,000 円徴収するものでございます。

それから、2 の繰入金として、一般会計繰入金 3 万 2,000 円、これにつきましては、その地区内に阿蘇市所有の道路・水路等について精算の中で発生しましたので 3 万 2,000 円一般会計から繰り入れるものでございます。

それから、3 の繰越金でございます。16 万 3,000 円ということで、これは前年度、28 年度予算の中で一部市道の拡幅このこの工事の区域に入りますもんですから、その用地として受け入れたものを 29 年度に繰越基金としてここに計上するものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳出ということで、今、歳入で説明しました総額 96 万 8,000 円を精算金として受け取る農家の方々に支払うものでございます。

以上、説明を終わります。ご審議方、よろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 26 号 平成 29 年度阿蘇市水道事業会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 12、議案第 26 号「平成 29 年度阿蘇市水道事業会計予算につ

いて」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） 失礼します。ただ今議題とさせていただきます、別冊 22 でございます。議案第 26 号、平成 29 年度阿蘇市水道事業会計予算について、ご説明いたします。

1 ページです。第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。給水戸数、上水道事業 8,063 戸、簡易水道事業 1,788 戸について給水を行います。給水事業所数、上水道事業 1 箇所、簡易水道事業 10 箇所、年間総給水量、上水道事業 328 万 3,000 m³、簡易水道事業 80 万 7,000 m³見込んでおります。1 日平均給水量、上水道事業 9,000 m³、簡易水道事業 2,200 m³、主要な建設改良事業、今回は突発的事故発生に伴う上水道・簡易水道施設の緊急的な工事費用を計上しております。以下につきましては、22 ページの予算明細書でご説明いたします。

今回の予算は、骨格予算として編成しており、収益的収入及び支出、管理運営に関する予算につきましては、例年ベースの予算編成としております。資本的収入及び支出、施設の建設工事に関する予算につきましては、緊急的な工事費等のみ計上しております。

それでは、主なものについてご説明いたします。26 ページです。収益的収入及び支出、款上水道事業収益、節水道料金 3 億 4,580 万円、約 8,000 戸分の使用料金を見込んでおります。一番下の雑収益、節のその他雑収益、下水道調定委託料 500 万円、約 2,200 戸分見込んでおります。

続きまして、27 ページです。款の簡易水道事業収益、節水道料金 7,548 万円、約 1,800 戸分の使用料を見込んでおります。節、他会計負担金 1,850 万円、メーター器の付いていない消火栓の負担金 250 万円、それから公共的施設、消防詰め所、防火水槽等の費用 100 万円、波野簡水の減価償却費負担金として、一般会計からの繰入金でございます。一番下の節雑収益 601 万円、山上給水業務県負担分 500 万円とありますけれども、こちらにつきましては阿蘇山上の水不足対策といたしまして、タンクローリーでの応急給水を計画しております。工事が完了する予定の来年 3 月までの運搬費を 1,000 万円見込んでおり、その経費を県と市の協定に基づき半分ずつ負担するため、500 万円分を県負担として計上しております。

以上、収益的収入合計を 5 億 661 万 6,000 円としております。

続きまして、28 ページ、支出、款の上水道事業費、節の 1 番から 6 番が人件費でございます。職員 10 名、嘱託員 5 名分の予算でございます。12 番の動力費、動力ポンプの運転の電気料金でございます。4,480 万円です。

続きまして、29 ページでございます。節 19 委託料 2,190 万円、メーター検針料金の徴収、水質検査等の委託料でございます。

続きまして、30 ページ、節、有形固定資産減価償却費 1 億 2,890 万円、施設や水道配管などの構築物やポンプの減価償却費でございます。節の企業債利息 2,936 万円、企業債利息分の返還費でございます。

続きまして、31 ページでございます。款簡易水道事業費、節の 1 番から 6 番につきまして

は、人件費でございます。職員 1 名、嘱託 2 名分の予算です。節 12 動力費 1,450 万円、動力ポンプの電気料金でございます。

続きまして、32 ページ、節 19 の委託料です。1,761 万円。メーター検針、水道料金徴収、水質検査等でございます。この中に、先に申しました山上給水の運搬費用 1,000 万円も含んでおります。

続きまして、33 ページでございます。節の企業債利息 1,208 万円、企業債利息分の返還費です。

以上、収益的支出合計を 4 億 8,810 万 4,000 円としております。

続きまして、34 ページです。資本的収入及び支出、施設の管理に関する収入及び支出でございます。款上水道事業資本的収入、節加入金 324 万円、水道新設加入金 70 戸分を見込んでおります。

続きまして、35 ページ、款簡易水道事業資本的収入、節加入金 49 万 6,000 円、水道新設加入金 11 戸分を見込んでおります。節の他会計補助金 2,432 万 4,000 円。簡易水道事業の本年度起債を償還する元金の 2 分の 1 を一般会計より繰り入れております。

以上、資本的収入の合計を 2,806 万円としております。

続きまして、36 ページ、支出、上水道事業資本的支出、節の工事請負費 2,000 万円、上水道施設緊急工事に係る費用でございます。一番下の元金償還金 1 億 1,036 万円、本年度計画されている企業債返還金の元金分でございます。

続きまして、37 ページ、款、簡易水道事業資本的支出、節工事請負費 1,000 万円、簡易水道施設緊急工事に係る費用でございます。これら資本的支出の合計を 1 億 9,753 万円としております。資本的収入が支出額に対して不足する額につきましては、当年度分の損益勘定保留資金で補填いたします。

説明につきましては、以上でございます。ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 27 号 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 13、議案第 27 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今議題としていただきました議案第 27 号、平成 29 年度阿蘇市病院事業会計予算について、ご説明をさせていただきます。資料につきましては、別冊 23 をご覧いただきたいと思います。

1 ページをお開けください。まず、第 2 条、業務の予定量ですが、病床数につきましては、一般病床数 120 床の 3 病棟体制を維持していきます。感染症病床数は 4 床でございます。

次に、年間の患者数ですが、経営目標といたしまして、入院につきましては年間延べ3万8,690人、外来につきましては、波野診療所合算になりますが、合計の延べ5万3,672人、内訳といたしましては、病院が4万9,812人、診療所の医業が2,316人、歯科が1,544人の3,860人を予定しております。1日の平均患者数につきましては、入院につきましては病床稼働率を84.7%とし、稼働日数365日、1日当たり106人、外来につきましては稼働日数243日、221人としております。

次に、2ページです。第3条の病院経営に係る予算といたしまして、収益的収入及び支出の予定額につきましては、病院事業収益、病院事業費用共に25億4,060万7,000円と積算をさせていただいております。詳細につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

次に、3ページをお開けください。病院の建物設備等資本に係る予算、いわゆる第4条予算といたしまして、今年度の予定額ですね、資本的収入につきましては2,685万4,000円、資本的支出につきましては1億839万9,000円と積算しております。この差額8,154万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をさせていただくこととしております。

次に、4ページの一時借入金、議会の議決を経なければ流用することができない経費、棚卸し資産の購入限度額につきましては、ご覧のとおりを予定しております。

次に、詳細につきましては、28ページをお開けください。まず、収益的収入及び支出につきまして、そのうち収入になりますが、冒頭申し上げましたように、波野診療所の業務を含んだ、収益を含んだ予算として積算をしております。入院収益につきましては13億9,284万円、外来収益につきましては6億8,020万9,000円、その他医業収益につきましては6,953万1,000円ということですね、予定の業務量にそれぞれ診療単価を掛けましてこういった額を積算させていただきました。なお、その他医業収益の詳細の内訳は、備考欄に記載をしておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。ということで、合計といたしまして、医業収益の合計を21億4,258万円として計上いたしております。

次に、29ページをお開けください。医業外収益になります。合計で3億9,797万7,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、2の他会計負担金になります、2億5,748万5,000円ということで、こちらにつきましては、一般会計の中で財政課長のほうから一般会計の繰出金ということでご説明をしていただきましたが、公立病院といたしまして、政策医療を担っております。救急、診療所、小児、感染とですね、そういう不採算医療を担っていることにつきまして、国の定める地方交付税の基準財政需要額への算入及び特別交付税として財源措置をしていただく繰出基準内の中で市のほうと協議をさせていただきまして、今年度の繰出額を決定させていただきました。

以上、医業外収益の合計が3億9,797万7,000円となりまして、医業収入と合計し、収益の合計を25億4,060万7,000円とさせていただきます。

次に、支出の部です。31ページをお開けください。こちら当然ですが、波野診療所の費用も含んだ予算になっております。医業費用の合計を24億7,510万3,000円として計上させていただいております。主なものですが、給与費につきましては合計13億7,560万9,000円ということです。その内訳といたしましては、まず31ページに正規雇用職員の給料5億

2,306万4,000円、ご覧のとおりですね、医師をはじめいろいろな職種の職員、合計150名になりますが、これらの職員の給与額です。次に、その職員に対します手当等の合計が4億1,673万円としております。詳細の内訳は、ご覧のとおりでございます。

続きまして、33ページになります。こちらの中段に（賃金）とございますが、これにつきましては、医師を始め非常勤職員に支払う賃金として積算しております。なおこちらにつきましては、診療所に来ていただいています非常勤の先生はもちろんなんですが、当院にも29年度ですね、研修医の先生も派遣していただくことになっておりますので、それらの先生方の費用もここに含んでおりますが、合計で1億6,125万円として計上いたしております。それと、20、正規職員の法定福利費を2億6,095万4,000円として計上いたしております。

次に、34ページになります。材料費になりますが、合計額を2億9,812万円ということで予定しておりますが、特にここではですね、昨年度に比べれば1,800万円ほど減額しておりますが、その主な要因といたしましては、薬品費につきまして、投薬・注射ともですね、ジェネリック薬品への切り替えを順次いたしております。その経費削減効果としてですね、材料費の節減が図れているということでございます。

次に、3の経費でございますが、合計で4億7,604万3,000円と、こちらの中の主なものにつきましては、34ページです、光熱水費が4,327万8,000円。次に開けていただきまして35ページが賃借料が6,539万2,000円ということで、こちらですね、備考欄に長々と上げておりますが、各種医療機器等のリース代をはじめですね、ご覧のような賃借料が発生するため計上させていただいております。

次に、37ページになります。委託料でございます。合計の3億2,048万1,000円計上させていただいておりますが、これも病院運営に係りまして、多々外部に委託すべき業務が発生しております。主なものにつきましては、はじめのほうから清掃及び消防設備、防火対象物点検業務委託1,638万2,000円、看護補助派遣業務及び院内洗濯メッセンジャー業務委託4,030万円、38ページになりますが、上の方からですね、医療事務業務委託派遣契約が4,554万3,000円、給食業務等委託が4,976万7,000円、一番下段になりますが遠隔画像診断システム業務委託、MRI、CTにつきましてですね、専門医に依頼をしておりますが、その費用が1,624万円。開けていただきまして、39ページになります。中段ですね、当院に設置しておりますMRI、CT、X線、循環器診断システムですね、これら高度医療機器の保守点検費用がかかりますので、計上させていただいております。

その下になりますが、医療情報システムのハードとソフトの保守点検業務ですね、これにつきましては電子カルテ等の維持をするための費用でございます。

次に、42ページになりますが、減価償却費が3億1,763万1,000円として計上させていただいております。

今申し上げました医業費用にですね、医業外費用といたしまして5,659万5,000円。主なものはですね、支払い利息及び企業債取り扱い諸費として、企業債一時借入金等の利息につきまして、4,242万9,000円ということで計上させていただいております。ということで、費用の合計が25億4,060万7,000円となっております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、まず収入でございますが、他会計負担金をです、2,685万4,000円と計上いたしております。こちらです、一般会計のほうで財政課長のほうからご説明をいただきましたが、建設改良に係る償還元金の2分の1につきましては、開設者負担ということで一般会計のほうで予算措置をしていただくことになっておりますので、その金額が2,685万4,000円となっております。

次に、支出になります、こちらにつきましては医療機器等の備品購入の予定額を200万円とです、先ほど申しあげました企業債の借入元金が年間を5,370万9,000円、他会計借入金の償還元金が、いわゆる市からの借り入れた償還元金が5,269万円の返済をさせていただくということで、ここに計上させていただいております。ということで、支出の合計を1億839万9,000円とさせていただきました。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしく願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第14 議案第28号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第15 議案第29号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第16 議案第30号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第17 議案第31号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第18 議案第32号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第19 議案第33号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。日程第14、議案第28号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から、日程第19、議案第33号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までの6件を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって、日程第14、議案第28号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から、日程第19、議案第33号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までを一括議題とすることに決定いたしました。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 失礼いたします。それでは、ただ今議題としていただきました議案第28号から第33号まで6件、一括してご説明させていただきます。

6件とも旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、詳細を説明させていただきます。107ページをお願いいたします。まず、議案第28号でございますが、所在地につきましては、一の宮町中通字北山2796番地の地の一部

でございます。地目としては、原野でございます。それと、地籍申請者、目的、期間、使用料につきましては、記載のとおりでございます。108 ページに 1 の図が載っております。

続きまして、109 ページの議案第 29 号についてでございますが、これにつきましても一の宮町中通字北山 2796 番地の一部でございます。地目は、原野でございます。これにつきましても地籍申請等使用料まで記載のとおりでございます。110 ページがその位置図でございます。

それと、111 ページの議案第 30 号でございますが、これにつきましては、所在地が一の宮町荻の草字西谷 409 番地の 1 の一部でございます。地目は、市有原野ということで、地籍、申請者等は、記載のとおりでございます。112 ページが位置図でございます。

それと、113 ページにまいります。議案第 31 号でございます。所在地が一の宮町荻の草字西谷 409 番地の 1 の一部でございます。地目、地籍、申請者等は、記載のとおりでございます。114 ページが位置図でございます。

それと、次が 115 ページでございます。議案第 32 号につきまして、所在地が一の宮町荻の草字西谷 409 番地の 1 の一部でございます。地目が市有原野、地積申請者等は記載のとおりでございます。116 ページが位置図でございます。

それと、次 117 ページでございます。議案第 33 号につきましては、所在地が一の宮町荻の草字西谷 409 番地の 1 の一部でございます。地目が市有原野。地籍申請、使用料までは、記載のとおりでございます。118 ページが位置図でございます。

一括でございますが、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番議員、竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 2 番、竹原です。

賃料でちょっとお伺いしたいんですけど、議案の 28 号の地積図が 4 万 3,000 円ですね。それで賃料が 64 万円、その次のページの地積が 3 万 9,000、賃料が 71 万円ですね。地積の少ないほうが賃料が高いんですけど、これは借りた時点の契約の仕方とか、そういうもので変わっているのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） この単価につきましては、それぞれ借りる方と牧野のほうの協議になりますが、今言われますとおり 107 ページのほうにつきましては、平米 15 円ということで、これは昔からの契約がですね、こういうふうにしてありますので、単価は変えていないということでございます。

それから、109 ページにつきましては、今ごく新しい更新でございますが、これについては部落のほうで、牧野組合のほうで、今平米単価として 35 円で貸し出しているということでございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、議案等の質疑がすべて終わりました。議案となっております議案第1号から議案第33号については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これもちまして、本日の会議を散会いたします。お疲れでございました。

午後1時50分 散会